

※かかりつけ医の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生・拡大を防ぎ、子ども一人一人が一日を快適に生活できるように、下記の感染症について許可書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

下記の感染症について、お子様が回復し、かかりつけの医師により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

登園許可書(医師記入)

音羽の森第二保育園園長様

園児氏名

○ (注)罹患した感染症に○を記入してください。

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安	
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日経過していること	
インフルエンザ (※1)	発症前24時間から発症後3日間は感染力が強い	発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること	
新型コロナウイルス感染症(※1)	発症後5日間は感染力が強い	発症後5日経過し、解熱、症状軽快後24時間経過していること	
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること	
水痘(水ぼうそう)	水疱出現1~2日前からかさぶた形成まで	全ての発疹がかさぶたになっていること	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺炎の腫れが始まってから4日	腫れが発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	
結核	—(※2)	医師により感染の恐れがないと認められていること	
アデノウイルス感染症	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎(はやり目)	充血・目やに発症後数日間	結膜炎の症状が消失していること
	急性胃腸炎	症状がある間と、症状消失後1週間程度	症状が消えて2日経過してから
	上気道炎・咽頭炎	発熱・咽頭炎等の症状が出現した数日間	発熱・咽頭炎等の主な症状が消失した後2日経過していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または抗生剤内服5日間の治療が終了まで	
腸管出血性大腸菌(o157,o26,o111等)	—(※2)	医師により感染の恐れがないと認められていること	
急性出血性結膜炎	—(※2)	医師により感染の恐れがないと認められていること	
髄膜炎菌性髄膜炎	—(※2)	医師により感染の恐れがないと認められていること	
上記以外記入欄			

※1 インフルエンザ及び新型コロナウイルスについては、【様式2】か【様式3(または4)】のどちらかをご提出下さい。

※2 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については「—」としています。

症状も回復し、集団生活に支障が無い状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名